



保育所への入所

1月13日と14日に受け付け

入所を希望する保育所	定員	受付日	受付時間	受付場所
第1保育所	120名	1月13日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時	第1保育所
第2保育所	60名	1月13日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時	第2保育所
上堺保育所	90名	1月13日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時	上堺保育所
大総保育所	60名	1月13日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時	大総保育所
フタバ保育園	120名	1月14日(金)	午前9時～正午 午後1時～4時	フタバ保育園

入所基準

児童の保護者や同居している家族が、次のいずれかの事情で児童を保育することができない場合に限り、
①昼間家庭の外で仕事をすることが普通の場合

町内各保育所の入所受付が、1月13(木)と14日(金)に行われます。来年4月から新たに保育所へ入所させたい方、また、現在入所中で、4月以降も引き続き入所を希望される方は、入所基準をよく読んで手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 保険証
- ③ 平成11年分源泉徴収票(給与所得者)
- ④ 平成11年分所得税確定申告書、または平成12年度町民税申告書の写しを申告終了後に提出(事業所得者)
- ⑤ 平成11年度前住所地の市町村民税通知書(平成11年1月2日以降に横芝町へ転入した者)
- ⑥ その他、自営業・パート・内職・農業等の証明書

※ 申請用紙は、役場保健福祉課、プラム、各保育所に用意してあります。くわしいことについては、保健福祉課(☎内線255)へお問い合わせください。

- ② 昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通の場合
- ③ 妊娠中や出産後間がない場合
- ④ 病气、けが、心身障害などにより、子どもを保育することができない場合
- ⑤ 長期にわたり、病人や障害をもつ同居の親族の介護にあたっている場合
- ⑥ 災害にあつて、その復旧のため子どもを保育できない場合

第2保育所とフタバ保育園で『延長保育』を実施



働く女性の大きな悩みの一つに「育児との両立」があります。

全国的に共働き夫婦が増加している中で、保育所の開設時間の延長を望む声が高まっておりますが、当町では、右表のとおり町立第2保育所とフタバ保育園で『延長保育』を実施しております。

希望される方は、保育所入所受付の際にその旨を申請してください。

※ 『延長保育』は、上記の入所基準のほか、保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情がある方に限ります。

各保育所の開設時間

保育所名	開設時間
第1保育所	月～金・午前8時30分～午後5時15分 土・午前8時30分～午後0時30分
第2保育所	月～金・午前7時30分～午後6時30分 土・午前7時30分～午後4時00分
上堺保育所	月～金・午前8時30分～午後5時15分 土・午前8時30分～午後0時30分
大総保育所	月～金・午前8時30分～午後5時15分 土・午前8時30分～午後0時30分
フタバ保育園	月～金・午前7時30分～午後6時30分 土・午前7時30分～午後4時00分